告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第三号

区域を次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所におい その関係図面は、 平成二十八年一月十五日から三十日 て一般の縦覧に供する。 間 埼玉県県土整備部道路環

平成二十八年一月十五日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 荻 野 隆

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 児玉町蛭川普済寺線
- 三 道路の区域

		旧
新	旧	新
		別
まで。一般である。	地先から 渓谷市榛沢字児玉二五七番	区
沢字東七八〇番一地先	玉二五七番四	間
二 . 二 0 ~ 九 0	六・七一〜三一・九〇	(メートル)敷地の幅員
四七二・〇五		(メートル) 長
	道路改築工事	備考